

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第6項の規定により、生産出荷近代化計画を令和6年4月18日に変更したので、次のとおり公表する。

令和6年4月18日

北海道知事 鈴木 直道

生産出荷近代化計画を変更した指定産地

指定産地名	種別	区域	区分	指定産地の変更年月日
上川南部	夏だいこん	富良野市及び空知郡南富良野町	変更	令和3年5月7日
渡島中部	夏ねぎ	北斗市、亀田郡七飯町、二海郡八雲町、檜山郡厚沢部町	変更	—
渡島中部	秋冬ねぎ	北斗市、亀田郡七飯町、二海郡八雲町、檜山郡厚沢部町	変更	—
渡島中部	夏秋きゅうり	北斗市のうち旧上磯町の区域	変更	—

なお、計画の詳細は省略し、北海道農政部生産振興局農産振興課に備え置いて縦覧に供する。